

令和3年4月臨時会付議予定議案について

招 集 日

令和3年4月27日(火)

議 案

1 件〔 令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第3号) 〕

補正予算の規模

24億 6,903万1千円
(補正後累計 2兆1,803億8,766万円)

主な内容

○まん延防止等重点措置区域の追加に伴う感染防止対策協力金等の措置

23億3,272万2千円

○営業時間短縮要請等に係る働きかけ活動の推進

1億3,630万9千円

報 告

1 件〔 専決処分報告 〕

埼玉県感染防止対策協力金

4月28日(水)からまん延防止等重点措置区域の追加などに伴い、「埼玉県感染防止対策協力金」を措置する。

まん延防止等重点措置区域に追加する市町

さいたま市、川口市に **13市町を追加**

(川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町)

1日当たりの協力金の額

(変更前)重点措置区域以外の地域の単価

前年又は前々年の 一日当たりの売上高	協力金の額(日額)
8.3万円以下	2.5万円
8.3万円以上 25万円以下	2.5万円から7.5万円 ※売上高に応じて変動
25万円以上	7.5万円

(変更後)重点措置区域の単価

前年又は前々年の 一日当たりの売上高	協力金の額(日額)
10万円以下	4万円
10万円以上 25万円以下	4万円から10万円 ※売上高に応じて変動
25万円以上	10万円

※売上高減少額方式(大企業等)の場合は、前年又は前々年からの売上高の減少額×0.4(最大**20万円**、下限なし)

まん延防止等重点措置の期間及び対象



- 4月20日(火)～5月11日(火)
- 4月28日(水)～5月11日(火)
- その他地域

※まん延防止等重点措置区域に該当しない市町村は、その他地域として要請
※まん延防止等重点措置区域の市町は措置期間終了後、その他地域に含めて要請

感染防止対策協力金の支給について(措置区域)

特措法第31条の6第1項

【対象区域】 4月27日(火)までは2市、4月28日(水)からは15市町

【支給対象】 要請期間中、営業時間の短縮(休業を含む。)及び酒類提供の自粛等に協力した飲食店(バー、カラオケボックス等を含む。)・喫茶店を運営する事業者

➤ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)による認証が要件

※認証は現地での確認が必要となります。

要請期間

令和3年4月20日(火)から 令和3年5月11日(火)まで
午前0時 午後12時

営業時間

午前5時から午後8時まで

酒類提供時間

～4月27日(火)
午後7時まで
※さいたま市及び川口市のみ

4月28日(水)～

終日、提供を自粛

新

感染防止対策協力金の支給について(その他地域)

特措法第24条第9項

- 【対象地域】** 措置区域を除く埼玉県全域 について
※5月12日以降、まん延防止等重点措置が終了した15市町を含む。
- 【支給対象】** 要請期間中、営業時間の短縮（休業を含む。）及び酒類提供の自粛等に協力した飲食店（バー、カラオケボックス等を含む。）・喫茶店を運営する事業者

要請期間

令和3年**4月20日**（火）から 令和3年**5月19日**（水）まで
午前0時 午後12時

営業時間

午前5時から**午後9時**まで

酒類提供時間

4月20日（火）～4月27日（火）
5月12日（水）～5月19日（水）

午後**8時**まで

4月28日（水）～5月11日（火）
終日、提供を自粛

新

※ただし、一人のみ、同居家族のみのグループを除く

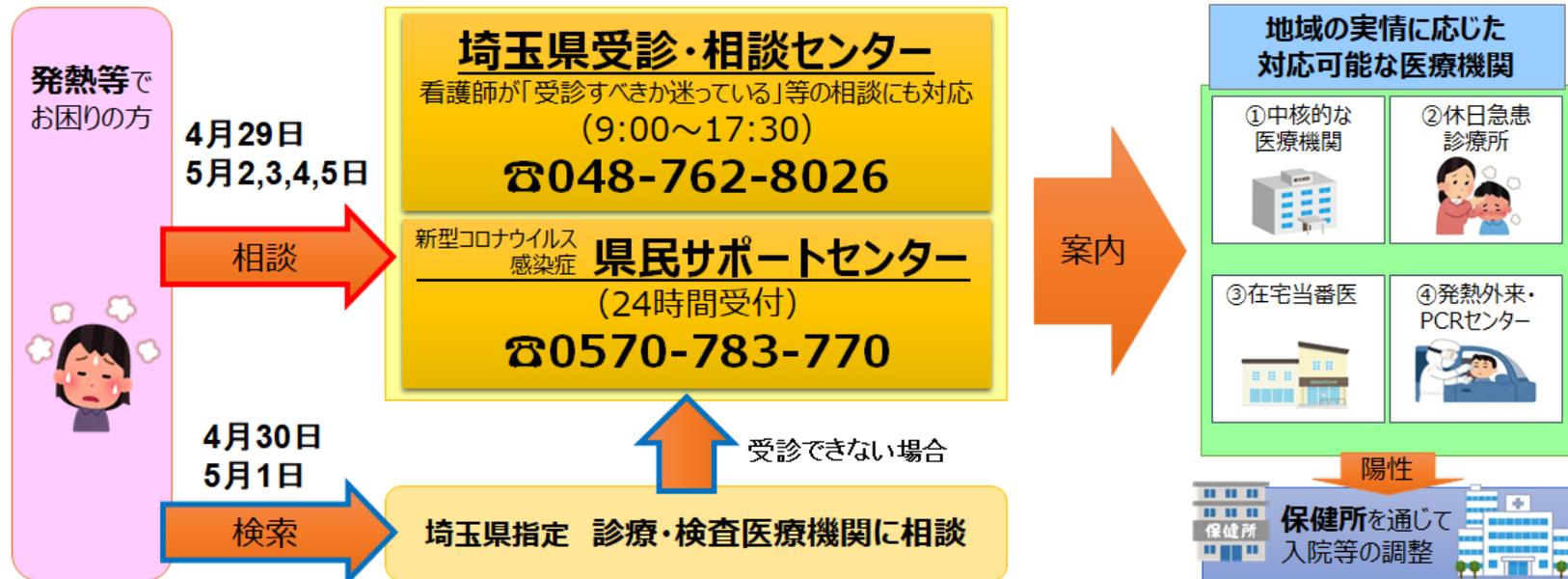
ゴールデンウィーク中の電話相談窓口（発熱時）①

ゴールデンウィークは発熱時の受診方法がかわります!! (4月29日～5月5日)

	日	月	火	水	木	金	土
4月	25	26	27	28	29	30	5月 1
	2	3	4	5	6	7	8

 埼玉県受診・相談センターへ直接相談

 埼玉県指定 診療・検査医療機関に問い合わせ、
受診できない場合は埼玉県受診・相談センターへ相談



ゴールデンウィーク中の電話相談窓口 ②

【期間】令和3年4月29日(木)～令和3年5月5日(水)

対象	内容	電話相談先	時間
県民 (コロナ)	外国人向け新型コロナウイルス感染症に関する相談	外国人向け新型コロナウイルス 相談ホットライン 048-711-3025	24時間対応
県民	児童虐待に関する連絡	児童相談所虐待対応ダイヤル 189	24時間対応
県民	児童・高齢者・障害者における虐待通報	埼玉県虐待通報ダイヤル #7171 ※つながらない場合は、 048-762-7533	24時間対応
県民	いじめ、不登校、学校生活、性格などに関する相談	電話教育相談 (子供用)#7300又は0120-86-3192 (保護者用)048-556-0874	24時間対応

ゴールデンウィーク中の電話相談窓口 ③

【期間】令和3年4月29日(木)～令和3年5月5日(水)

対象	内容	電話相談先	時間
県民事業者 (コロナ)	外出自粛・施設の使用停止の協力に対する疑問、不安に関する相談	緊急事態措置相談センター 048-830-8141	9:00～17:00
県民	生活困窮者に対する自立に関する相談 ※市にお住まいの方は各市にお問い合わせください。	自立相談支援機関の相談窓口 ○伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町にお住まいの方 048-720-8475 ○上記以外の町村にお住まいの方 048-822-1249	5月1日～5日 9:00～16:00
事業者	新型コロナウイルスに係る中小企業等への支援金に関する相談	中小企業等支援相談窓口 0570-000-678	平日 9:00～21:00 土日祝 9:00～18:00

ゴールデンウィーク中の電話相談窓口 ④

【期間】令和3年4月29日(木)～令和3年5月5日(水)

対象	内容	電話相談先	時間
県民	性暴力・性犯罪被害者等の総合的な支援に関する相談	アイリスホットライン (性暴力等犯罪被害専用相談電話) 0120-31-8341	24時間対応
県民	ドメスティック・バイオレンスに関する相談	婦人相談センター 048-863-6060	月～土 9:30～20:30 日・祝 9:30～17:00
県民	思いがけない妊娠に関する相談	にんしんSOS埼玉 050-3134-3100	16:00～24:00
県民	緊急的な精神医療相談	精神科救急情報センター 048-723-8699	月～金 17:00～翌8:30 土・日・祝 8:30～翌8:30
県民	自殺予防に関するこころの相談	埼玉県こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556	24時間対応